

和歌山工業高等専門学校教務委員会規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 平成 1 6 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校に、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 入学、転科、休学、退学、除籍、転学、留学及び卒業に関する事項
- 三 年間教育計画及び授業時間の編成に関する事項
- 四 試験及び学業成績並びに進級及び卒業認定に関する事項
- 五 出席簿及び指導要録に関する事項
- 六 その他教務に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補
- 三 学科教員各 1 名

(任期)

第 4 条 前条第 3 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、第 3 条第 2 号の委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。